原資産のロング・ポジションについてプット・オプションを買い付けることによりヘッジを行った場合であって、オプションがアウト・オブ・ザ・マネーのとき	原資産の市場リスク相当額とオプションのアウト・オブ・ザ・マネーの額のいずれか小さい方の額
原資産のショート・ポジションについてコール・オプションを買い付けることによりヘッジを行った場合であって、オプションがアウト・オブ・ザ・マネーのとき	
原資産のロング・ポジションについてコール・オプションを売り付けることによりヘッジを行った場合であって、オプションがイン・ザ・マネーのとき	原資産の市場リスク相当額からオプションのイン・ザ・マネーの額を控除した額
原資産のショート・ポジションについてプット・オプションを売り付けることによりヘッジを行った場合であって、オプションがイン・ザ・マネーのとき	

（注1）　ディープ・イン・ザ・マネーとは、コール・オプション取引においては、原資産の価格がそのリスク・ウェイト分下落してもなお権利行使価格を上回るを状態をいい、プット・オプション取引においては、原資産の価格がそのリスク・ウェイト分上昇してもなお権利行使価格を下回る状態をいう。

（注2）　イン・ザ・マネーとは、コール・オプション取引においては、原資産の価格が権利行使価格を上回っている状態をいい、プット・オプション取引においては、原資産の価格が権利行使価格を下回っている状態をいう。

（注3）　イン・ザ・マネーの額とは、イン・ザ・マネーのときの権利行使価格に取引の件数又は数量を乗じて得た額と原資産の時価額との差額をいう。

2　コール・オプションの買付け又はプット・オプションの売付けは原資産の買付けとみなし、コール・オプションの売付け又はプット・オプションの買付けは原資産の売付けとみなす。

3　同一のオプションの売付けと買付けが対当している場合はこれを相殺することができる。

（その他市場リスク相当額）

第七条　その他市場リスク相当額は、合理的な方法により算出した額とする。

（取引先リスク相当額）

第八条　規則第九十九条第一項第二号に規定する取引先リスク相当額は、次条及び第十条の規定に基づいて算出した額をいう。

（取引先リスク相当額の算出）

第九条　取引先リスク相当額は、次の各号に掲げる額に第三項に規定するリスク・ウェイトをそれぞれ乗じて得た額の合計額とする。

一　次の表の上欄に掲げる取引の区分及び同表の中欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の下欄に定める掛目を想定元本の額にそれぞれ乗じて得た額（以下この条において「アドオン」という。）及び正の値をとる再構築コスト（取引を与信相当額の算出時点における市場の実勢条件により評価することによって算出する額をいう。以下この条において同じ。）の合計額

取引	期間	掛目（パーセント）
金関連取引	一年以下	一・〇
	一年超五年以下	五・〇
	五年超	七・五
貴金属関連取引	一年以下	七・〇
	一年超五年以下	七・〇
	五年超	八・〇
その他のコモディティ関連取引	一年以下	十・〇
	一年超五年以下	十二・〇
	五年超	十五・〇

（注1）　再構築コストは、法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引については、同一のネッティング契約下の取引について、当該取引に係る再構築コストを相殺した後の額とすることができる。

（注2）　金関連取引とは、金に係る法第二条第十四項第一号から第六号までに掲げる取引及びこれらに類似する取引をいう。

（注3）　貴金属関連取引とは、貴金属（金を除く。）に係る法第二条第十四項第一号から第六号までに掲げる取引及びこれらに類似する取引をいう。

（注4）　その他のコモディティ関連取引とは、エネルギー取引、農産物取引若しくは卑金属その他の貴金属以外の金属のコモディティ取引に係る法第二条第十四項第一号から第六号までに掲げる取引及びこれらに類似する取引をいう。

（注5）　この表の上欄に掲げる取引のうち、日々の値洗いによる証拠金を必要としている取引所取引及び日々の値洗いによるマージンコール（商品取引清算機関の債務の引受けが行われた取引に係る金銭の受領額の現在価値と有価証券の受領数量の時価額の合計が当該取引に係る金銭の支払額の現在価値と有価証券の引渡数量の時価額の合計に満たない場合に、商品取引清算機関の参加者がその不足額を商品取引清算機関に預託することをいう。）を必要としている商品取引清算機関の債務の引受けが行われた取引に係るものは除く。

二　次の表の上欄に掲げる資産等の区分に応じ、同表の下欄に定める与信相当額

資産等	与信相当額
短期貸付金	帳簿価額
未収入金	
未収収益	
委託者等未収金	
短期差入保証金	
保証債務	保証額
保証予約	保証予約額

（注1）　短期貸付金からは、規則第三十八条第一項第一号ロに掲げるものを除く。

（注2）　委託者等未収金（期間が二週間未満のものに限る。）は、商品デリバティブ取引に関し、当該委託者等から預託を受けた金銭及び有価証券その他の物並びに当該委託者等の計算に属する金銭（当該委託者等の計算による取引であって決済を結了していないものに係る差益金に相当する金銭を除く。）及び有価証券その他の物の合計額を超える場合における当該超える部分の額に限り、非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。）との先物取引（法第二条第三項第一号から第三号までに掲げる取引（これらに類似する外国商品市場において行われる取引を含む。）をいう。）における証拠金の授受において発生する一日分の立替金を控除することができる。